

志賀直哉の文学環境

松井貴子

年譜に関する一考察

志賀直哉の帝国大学入退学、及び徴兵関係について、既成の年譜では、次のように記述されている。

明治三十九年 九月、東京帝国大学英文科に入学。

明治四十一年 英文科より国文科に転科せるも、徴兵猶予

の關係で籍だけ残し、大学へ出ず。

明治四十三年 六月二十五日、徴兵検査をうけ、甲種合格。

十二月一日、千葉県市川鴻台砲兵第十六連

隊に入隊。連隊副官らの配慮に依り、耳に

疾患ありとの理由で常後備役免除となり、

九日、帰宅。

東京帝国大学を正式退学。

〔『志賀直哉全集 第十四卷』⁽¹⁾「年譜」 378—382頁〕
同様の記述は、この全集の他、

『日本現代文学全集49 志賀直哉集』昭和35・12 講談社

（年譜は紅野敏郎作成）488—490頁

『現代日本文学大系21 志賀直哉集』昭和38・12 筑摩書房

461—462頁

『近代文学鑑賞講座 第十卷 志賀直哉』須藤松雄編 昭和

42・3 角川書店 332—333頁

『志賀直哉私論』安岡章太郎 昭和43・11 文藝春秋 372—

373頁

『志賀直哉—近代文学資料3—』須藤松雄 昭和45・2 桜

楓社 34—37頁

『日本近代文学大系 第三十一卷 志賀直哉集』遠藤祐注釈

昭和46・1 角川書店 608—610頁

『鑑賞日本現代文学 第七巻 志賀直哉』紅野敏郎編 昭和
56・5 角川書店 422—425頁

『文芸読本 志賀直哉』昭和59・8 河出書房新社(年譜は
紅野敏郎作成) 251頁

『国文学 解釈と鑑賞 特集 志賀直哉を再評価する』昭和
62・1 至文堂 194頁

『群像 日本の作家9 志賀直哉』平成3・12 小学館 336
— 337頁

等に収録された年譜にみられる。

また、「文芸 臨時増刊 志賀直哉読本」(昭和31・3
292—293頁)の阿川弘之編の年譜でも、

明治四十三年 東京帝国大学を正式に退学し、6月徴兵検

査を受け甲種合格、12月1日千葉県市川鴻

台砲兵第16連隊に入営したが、耳に疾患あ

りとの理由で9日間ゐただけで常後備役免

除となつて帰宅した。

また、中村光夫の年譜も、

明治三十九年 東京帝大文学部(英文学科)に入学。

明治四十年 英文科から国文科に転科した。

明治四十一年 大学を退学した。

明治四十三年 大学を正式に退学する。徴兵検査を受け、

甲種合格になり、十二月一日、千葉県市川

鴻台砲兵第十六連隊に入営したが、九日、
常後備免除となつて帰宅。

(『志賀直哉論』昭和29・4 文藝春秋新社 230—241頁 及
び『現代作家論全集5 志賀直哉』昭和33・9 五月書房
174—181頁)

と書かれており、瀬沼茂樹は、

「志賀直哉は、東京帝国大学の国文科に、形式上は、籍をお
いて、徴兵を延期してあった。満二十八歳の期限が近づいた
ので、通学をしない大学を正式に退き、六月二十五日に徴兵
検査をうけた。」(『白樺派の若人たち』昭和52・11 講談
社 48頁)

と説明している。

これらの年譜の記述で問題となるのは、「英文学科入学」

「英文学科より国文学科へ転科」という記述、及び、大学退
学と徴兵検査の時期である。

というのは、志賀直哉が徴兵検査を受けたのは、明治四十
三年六月であるが、この時、直哉は、東京帝国大学文科大学
文学科に在籍しているからである。

当時の制度を調べてみると、文科大学は明治二十年九月に、

第一 哲学科

第二 和文学科(明治22・6「国文学科」とする)

第三 漢文学科(明治22・6「漢文科」とする)

第四 史学科

第五 博言学科（明治33・6「言語学科」とする）

第六 英文学科

第七 独文学科

の七学科が設置され、明治二十二年六月に「国史科」が、同年十二月に「仏蘭西文学科」が増設され、九学科となったが、明治三十七年九月に、「哲学科」「史学科」「文学科」の三学科に改められている。（『東京大学文学部便覧』昭和63・4「文学部の沿革」82―83頁）

昭和63年8月現在、東京大学文学部教務掛に保存されている学籍簿に、志賀直哉について、明治三十九年「文学科入学」と記載されているように、直哉の入学時点では、英文学科入学ではなく文学科入学である。

国文学科、英吉利文学科などの科は、卒業試験を受験する時に受験学科として選択し、合格の上、卒業してはじめて決定されることになっていた。

明治三十七年改革の、卒業試験受験資格は、

①三学年以上、在学したもの。

②十九の受験学科から一つ選択し、専修科目中から、それに応じた必修科目10単位以上修了したもの。（試験制度ではなく、教官の聴講証明のみでよい）

③語学試験（外国語、国語、漢文など、五月に実施され

る）に合格したもの。

となっている。

受験学科というのが、文学科の場合は英吉利文学、独逸文学、仏蘭西文学、支那文学、国文学、言語学、梵文学で、このうち一つを選択し、受験する学年の四月十五日までに届けるのである。

卒業試験として、受験学科の範囲に属する論文（四月三十日締切）の試験を受け、その合格者に、口述試験（六月一日〔六月二十日〕が課せられる）

専修科目中の必修科目は、例えば国文学科では、国語学、国文学、言語学、文学概論、心理学、美学、哲学概論であり、英吉利文学科では、英吉利語学、英吉利文学、言語学、文学概論、心理学、美学、哲学概論である。

語学試験は、英吉利文学科は、仏語、独語のうち一つ及び国語、漢文、国文学科は、英語、独語、仏語のうち二つ及び漢文である。（『東京帝国大学五十年史 下冊』昭和7・11

東京帝国大学 363―381頁、及び『東京大学百年史』部局史

一 昭和61・3 東京大学 421―422頁）

その後、明治四十二年九月に、文科大学の学科改正が行われ、かつての受験学科は、そのまま学科としての専修学科になり、

第一 哲学科―哲学、支那哲学、印度哲学、心理学、倫理

学、宗教学、美学、教育学、社会学

第二 史学科―国史学、東洋史学、西洋史学

第三 文学科―国文学、支那文学、梵文学、英吉利文学、

独逸文学、仏蘭西文学、言語学

という、三学科の中に十九の専修学科を置く編制となった。

大正元年の便覧によれば、明治四十三年九月の改正以後は、

哲学科、史学科、文学科の三学科の区分で入学し、第一 哲学科の支那哲学科、第二 史学科の国史学科、第三 文学科の支那文学科、英吉利文学科、独逸文学科、仏蘭西文学科を志望する者は、入学時に専修を届けるが、他の専修学科は二学年のはじめに届け出、二学年の時に決定することになっている。

この改革が行われたのは、直哉の文科大学在学中であるが、明治四十二年以前入学の者には、明治四十五年七月まで、前規則を適用することになっていた。

直哉の場合、文科大学を中退しているので、正式には、「受験学科」は未定である。また、直哉が在籍していた当時の制度からいえば、「英文科から国文科への転科」という記述は不適切というべきである。

明治時代の便覧は保存されていないので、詳細は不明であるが、大正元年の便覧には、転科に関する規定は見られない。

また、前述の学籍簿によれば、直哉は、明治四十二年十月十三日、「神経衰弱により本学年休学」することを願出、十

月二十日、決済されている。この資料にも、直哉の所属は「文学科」となっている。

大正二年九月の便覧によれば、休学規定が「疾病により二ヶ月以上修学不可能の者」と定められている。

休学の記事は、年譜には見られないが、大学に記録が残されていること、また明治四十一年五月十一日から明治四十二年十二月三十一日までの日記が全集に収録されていないこと、そして、明治四十二年一月十五日に「神経衰弱」と題する文章を執筆（のちに、明治四十三年十二月十三日、清書の際、推敲して、四十四年一月の「白樺」に「鳥尾の病氣」と題して掲載）していること、明治四十三年四月二十一日の日記に「一週間の余も肩がこる、神経衰弱の徴候ではないかとも思ふ」（全集10・373頁）

という記事が見られることなどから、この時期、直哉に神経衰弱が起っていた可能性は強い。

直哉が在学した当時の文科大学は、在学年限に制限がなかったため、休学を、徴兵猶予をうけるための、在学延長の手段の一つと考えることはできない。

さらに、明治四十四年二月には「家事の都合により」退学することを願出、三月十日、決済されている。退学については、明治四十四年の日記に、

二月二十六日

午前柳訪問、大学の月謝と、退校願を頼む」(全集10・488頁)という記事が見られることから、年譜に見られる四十三年という退学の年は誤りで、四十四年とするべきであろう。

以上のことを、整理すると、年譜の記述は

明治三十九年九月 東京帝国大学文科大学文学科に入学。

(当初は英吉利文学⁽²⁾を志望していた。)

明治四十一年の転科の記事を削除する。

明治四十二年十月十三日 「神経衰弱により本学年休学」

を願ひ出る。(十月二十日決済。)

明治四十三年六月二十五日 徴兵検査をうけ、甲種合格。

「大学を正式に退学」の記事を、次の年に移す。

明治四十四年二月 「家事の都合に依り」との理由で、大

学⁽¹⁾に退学を願ひ出る。

三月十日 退学願が決済され正式に退学す

る。

となる。

直哉は、明治四十二年十月から神経衰弱を理由として休学、

そして、この休学期間中に徴兵検査をうけ(当時の学年暦は

九月から学年が始まっていたので、明治四十三年六月は、直

哉が休学した学年の終り頃にあたる)、兵役免除が確定した

年の翌年に、作家としての夢をかけて、大学を退学したのである。

註

(1) 『志賀直哉全集』(全十六巻 昭和48・54・49・12、59・7岩波書店)からの引用については、全集と略記し、巻数、頁数の順に記す。引用文は新字体に改めた。

(2) 明治三十九年二月六日の有島生馬宛書簡に、「僕は多分英文科に入るだらうと思ふ」「哲学科へ行くより英文科へ行く方が一番得策だといふ事を大学一覽をヒツクリかへして知つた」とある。(全集15・486頁)

徴兵制度と直哉に於ける忌避の問題

国民を兵役に服させる徴兵令は、明治六年に制定されたもので、建前は四民平等、国民皆兵ということであったが、徴兵令第三章の「常備兵免役概則」に

第一条 身ノ丈ケ五尺一寸(曲尺)未滿ノ者

第二条 羸弱ニシテ宿痾及ヒ不具等ニテ兵役ニ堪ヘサル者

第三条 官省府県ニ奉職ノ者 但等外モ此例ニ準ス

第四条 海陸両軍ノ生徒トナリ兵学寮ニ在ル者

第五条 文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ヒタル専門生徒及洋

行修業ノ者並ヒニ医術馬術ヲ学フ者

但教官ノ証書並ヒニ何等科目ノ免状書アル者(科

目ノ等未定)

第六条 一家ノ主人タル者

第七条 嗣子並ヒニ承祖ノ孫

第八条 独子独孫

第九条 罪科アル者

但徒以上ノ刑ヲ蒙リタル者

第十条 父兄存在スレトモ病氣若クハ事故アリテ父兄ニ代

ハリ家ヲ治ムル者

第十二条 養子

但約束ノミニテ未タ実家ニ在ル者ハ此例ニアラス

第十三条 徴兵在役中ノ兄弟タル者

この他、第六章「徴兵雜則」の第十五条に、

「本年徴兵ニ当リ自己ノ便宜ニ由リ代人料金二百七十円上納願出ツル者ハ常備後備兩軍共之ヲ免ス」

とあり、官吏、公立学校生徒、洋行者、財力のある者の免役規定を含むものであった。

明治十二年の改正徴兵令では、平時に於いて兵役を免する者の中に、官公立中学校以上卒業者、二年以上外国留学修了者がある。この後、明治十六年、十九年に一部改正があったが大きな変化はない。

そして明治二十二年一月の改正で、中学生を含めた学生、及び海外在留者の徴兵猶予だけを認め、上限の年齢を二十六歳とした。この時、一年志願兵制度も設けている。それは、

第十二条 満十七歳以上、満二十六歳以下ニシテ官立学校

(帝国大学選科及小学校ヲ除ク)府県立師範学校 中学

校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト

認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ

法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ所

持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服

装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現

役二服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハザルノ証

アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

前項ノ一年志願兵ニハ特別ノ教育ヲ授ケ現役満期ノ後

一箇年間予備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム

というものである。一般兵の在営期間は、常備在営三年、予備四年、後備五年であったのに対し、一年志願兵は、その後の改正で、現役満期まで一年、その後、六年四ヶ月予備、五年間が後備となっているが、平時の在営期間は一年ですむのである。この間の経費は、明治二十六年の条令では、被服、装具他で六十二円、食費三十八円を自弁することになっていた。その後、一年志願兵の年齢が満十七歳以上、満二十八歳以下となる。

直哉は甲種合格となり、この一年志願兵の道をとっている。

「白樺」(明治43・6)の「編輯記事」(51頁)に、

○同人中今年徴兵検査を受ける者が四人ある。其内二人はもう済むで共に丙種不合格になった。国家の爲め君の爲め尽す事の出来なかつたのは誠に残念である。せめて残りの二人だけでも取られて、国民の自分を尽さしたいものである。(その二人の一人も第二乙だった、あと一人未定)というのが見える。

「あと一人未定」の一人は、検査を受ける直前の志賀直哉である、と瀬沼茂樹^じは断定している。

「国家の爲め君の爲め尽す」、そのために軍人になるというのが、徴兵令施行後の風潮としてあり、直哉も学習院でそのように教育されており、

「十から十五位の間には、軍人にならうと思つてゐた。海軍の軍人だ。」

と述べている。しかし、その後、

「実業をやらうといふ考へが、出て来た。」「実業家でありながら、著作などもやりたいといふ考へだつた。」「中等科の終りになつてから、作家にならうといふ氣持になつた。」「わが生活信条」全集7・420—421頁)

と、志望が変る。

学校教育の影響をうけた志望、家の影響をうけた志望から、

直哉は自分自身の志望へと變化したのである。

これによると、直哉は、中等学科²の終り頃、一般人士丁には徴兵の義務ができる二十歳の折は、軍人になるという希望は持っていないことがわかる。もつとも、直哉は高等学科に進学したので、徴兵猶予を受けられたのであるが、もし、二十歳で徴兵検査を受けていれば、ちょうど日露戦争(明治37—38)に出兵させられる年齢である。

明治三十六年から三十九年にかけて高等学科の学生だった直哉は、この戦争を傍観し、ますます、兵役の義務に対する嫌悪感を強めていったのではないかと思われる。直哉の日記を見てみると、明治四十三年四月十九日に、

「両眼を失つた軍人の何の希望もなしにある所は昨今の自分は好まない。」(全集10・372頁)

と、戦争の悲惨さについて記し、二十二日には白樺派の一人である武者小路実篤の言葉として、

「武者は道德の爲めなら命を捨てられると思ふがそれ以外のものでは命を捨てられぬと云ふ。」(全集10・373頁)

と書きとめている。武者小路は徴兵検査を受けたあと、直哉宛の葉書(明治40・6・27日付)に、

「明日は徴兵検査助かるにきまつてゐるから少^{すこ}こしも心配ではない」(全集別・7頁)

と書いている。白樺派の人々は、柳宗悦の他、有島生馬、郡

虎彦なども徴兵免除になっている。こうした雰囲気が直哉の周辺にあり、徴兵を免除された後の直哉は、大正二年七月二十三日の日記に

「柳は検査で今日免かれたさうだ。仕合はせだつた。

兵役といふ野蛮な体刑を受けるのは受ける人の間抜けだといふ気さえする。どんな偽りを以つてしても免れなければ己れを反つてあざむく事なのだと思ふ、伊吾も然然したいがい免かれるだらう」(全集10・687頁)

と、批判の言葉を記している。

学生による徴兵忌避は、かなり行われたらしく、新聞でもとり上げられるほど社会問題化していたようである。

当時の新聞記事を見ると、学校在籍のものに与えられていた徴兵延期の利用は、かなり拡がっていたとみえて、文部省が学生の徴兵猶予悪用を嚴重に注意したことを伝えて、明治三十七年一月十日の「時事新報」は、

「兵役は臣民が国家に対して負担する重大なる義務たるに拘はらず、一定の学校に在学する者に対し、徴集猶予の特典を与へらるるは、国家が教育を重んじ、これを奨励するの趣旨に出でたるや明らかなり。しかるに往々この特典を濫用し、名を在学に藉りて徴集猶予を受けんとし、学校に於いてもまた別に注意を加ふる所なくして、容易にこれを認容するものありと聞く。かくのごときはただに徴集猶予の本旨に背反す

るのみならず、また臣民の本分を愆るものと謂ふべし。」という記事を載せている。

また、こうした学生を検挙したこと。徴兵忌避の学生、すなわち、学校に籍だけ置いて、出席しないものに対し、校長が退学や除名処分にしたこと。このような学生に対し告発するかどうか詮議中であること。こうした学生で体格検査に合格したものは、先入兵とする。といったことを明治三十九年八月二十六日の「大阪毎日新聞」は掲載している。

引用すると、

「東京その他にては、目下徴兵猶予認可学校の学生にして徴兵忌避者を検挙し居れるが、該忌避者の検挙は今日に始まりしものにあらず。」「校長はこれに対し、退校並びに除名処分をなしたるもの、詮議中のものとの三種に区分した。」「犯則者中には、二年間も籍を置きながら一回も出席せざるもの、一ヶ年間連続欠席せるもの、二ヶ月に三回位出席するもの、一ヶ月に一回出席するものなどありしよし。」「なお詮議中に属する犯則学生に対し、告発するや否やに就いては、目下なお詮議中なるも、かかる輩にして体格検査に合格したるものは、すべて先入兵として徴集する都合なりと。」

である。徴兵猶予の特典を悪用する学生が多かったことがわかる。

直哉も大学に在籍するという方法で徴兵をのぼし、さらに

病氣持ちであるとして兵役を逃れている。直哉が用いたのと類似の忌避の方法は早くから行われていたようで、

「近来東京に遊学する書生は、あらかじめ自己の懇親なる医師の徴兵検査員となり居る区に寄留籍を定め、医師に依頼して不合格なりと検査せしめ、兵役を免れんとする者ありとの投書するものありたり。この事果して真ならば、ひとり府下のみに限らず、どこになりと便宜の地に寄留し、不正の手段により兵役を免れんことを計るもの続々生ずべし。当局者もあらかじめこれらの弊風なきよう、注意ありたきものなり。」という記事が、明治二十四年四月二十一日の「朝野新聞」に見える。³⁾

他の「白樺」の人々が体格検査で、乙種、丙種、不合格となつているのに較べ、直哉は、体格検査の時点で裏工作が出来なかつたためか、徴兵検査そのものは、甲種合格となつた。そのため、入営後、前掲の新聞記事と同様に、医師を使って、徴兵忌避を行ったのである。

この方法の詳細については後に記すが、有島武郎が、直哉の入営について、明治四十三年七月五日付の白樺同人宛書簡で、

「志賀兄は御入営と定まりし由、いっそやの白樺にありし。同人中よりも一人二人の国家に貢献するものを出し度しとの御趣旨貫徹はありがたけれども志賀兄の爲めには御氣の毒の

至り、終末試験には必ず落第をなされる様及第を致すと跡のたゞり、実に恐ろしき斗に御座候。

然し二年の兵営生活は——高価には相異なきもたしかに兄に若干の新生活を示す事と存居申候。」(『有島武郎全集』第十三巻 昭和59・6 筑摩書房 224頁)と書いている。これは自身の、明治三十四年十二月一日から三十五年十一月三日まで、一年志願兵として、麻布歩兵第三連隊に入営した経験に基く発言であろう。

有島は、入営後まもなく、痔疾(一説に疑似腸チフス)に罹り、麹町区隼町の東京第一衛戍病院に入院し、退院後、伊豆伊東方面に単独旅行しているが、原隊から呼び戻され、一月十八日に帰営し、結局、成績優秀な志願兵であつたため、兵役を終えて、予備見習士官(曹長)となつた。有島は、国家や軍隊に対する批判を記した「在営回想録」、⁴⁾「軍隊手帖(一)」「(三)」を書き残している。

ここで、直哉の徴兵に関する明治四十三年の日記を眺めてゆくと、

二月二十日

「自分の誕生日だ、いよ／＼マル廿七歳になつた。」(全集 10・349頁)

四月十七日

「一宮にチヨ一兵の事で行く」(同 371頁)

五月十六日

「午前区役所へ行つて徴兵の件を聴く、」(同 382頁)

六月二十三日

「明後日と徴兵検査も迫つたが一向に感じない。」(同 391頁)

六月二十四日

「夜になつて自家で独りゐると、翌日の徴兵検査の事が少し不安になりだした、」(同 392頁)

六月二十五日

「甲種合格。歩。といふ印を押された。」

武。山。木。正親。田中来る、後ち細川 齋藤の来てくれるのに門の外で会つた。」(同 392頁)

と記されており、直哉の心の動きがわかる。

そして、主計兵となろうとし(主計は兵科よりは軍事教練が少ない)、工作を考える。

六月二十九日

「主計生の無試験にてなる資格なきを知る、細川の所へ一寸よる、」(同 394頁)

六月三十日

「朝区役所の兵事が、りに主計生の試験の事を聞きに行く。試験はないといふ。自分はつまり主計になれぬ事となつた。昨日あたりが、再検査の事を考へる。」(同 394頁)

法律、経済を専攻しなかつた直哉は、主計兵になれないのである。結局、

十月二十七日

「十六連隊の砲兵ときまる。市川だ。」

神田の親類か何か軍医の人がある筈、

夜杉山の所へ行つて、軍医を調べてもらう事にした、」(同 433頁)

十一月二十三日

「午頃柳来て一緒に横井氏訪問、いゝ方だつた。話希望少なからず、」(同 444頁)

十一月二十四日

「風邪の気味、青木とおそくまでねてゐて十一時に横井氏訪問、話し少し面白からず 午后病院、プーチを差す、

星桜医院とかいふ、軍医の所へ行く、耳は穴はなしといふ、又横井氏訪問、四時頃から武者の所へ行く、木下、有島

山内、園池 児島 郡 青木等と会ふ、柳も来た、」(同 444頁)

と、軍医への工作を始める。

十一月二十七日

「夜皆来てくれた、九時頃から登志彦の所へ行つて診断書を作つてもらう、登志彦は酒に酔つてゐた、カナリ不快を感じた。」(同

十一月二十八日

「病院、柳が自分の診断書を持つて市川の横井さんの所へ行つてくれた。」(同 446頁)

十二月一日

「雨、暗い内の汽車で両国をたつ。

伊吾と房吉に送られて、

井田氏が連隊副官だった、

再検々々で残される、医務室でねる、

午后、山内と房吉が帰るのを、軍服に着かへて見送る時は

少しイヤな気がした。

横井さんが午后来て見て下さった。」(同 446—447頁)

と、その工作在、裏で何かと進んでいることがわかる。

しかし、十二月二日になって、一日検査をしてもらい、

「井田氏に依頼して口ぞへをしてもらう

夜川崎看護手は駄目らしいといふ、

その午后、吉岡軍医は、二度タンを検査したが、ケツカク

キンはなしといふ。

其晩は本統に不快になった。」(同 447頁)

結核菌も出ず、不愉快な気分になるのである。見込み薄なことがわかってくる。その上、翌十二月三日の訓練で倒れそうになり、

「其朝は全く悲しくなった。一年とう／＼ある事となつたと思ふと、タマラナクイヤになる、」(同 447頁)

ところが、

「午后、中隊長が来て『君は除役になつたから』といふ。」

(同 447頁)

兵役免除と決まったのである。

十二月五日

「もう待遠で／＼たまらない。」(同 448頁)

十二月六日

「待遠い／＼」(同 449頁)

十二月七日

「待遠い／＼」(同 449頁)

と、連日、記している。

そして、十二月八日、正式に免除になり、

「午后二時宮庭で大砲の説明を聞いてゐる時川崎看護手が連隊本部の前で手招きをしてるのを見た。

『来ました』といふ、飛び上り、(同 449頁)

喜ぶのである。そして、翌九日には、

「八時半頃退宮、とう／＼帰って来た」(同 449頁)

「異国の長い／＼旅から帰った日のやうな喜びと疲労を感じ

た、」(同 449頁)

という感想を記す。

十二月二十八日には、

「午前陸軍省にて志願の金の払もどしを受取り佐藤病院及び順天堂へ行く、」(同 454頁)

そして、十二月三十一日には、明治四十三年をふりかえつて、

「今年の一年といふものは自分には多事の一年だった。

女といふ者が、ノーマルな状態で自分のライフに入つて来た年である。白樺を起して世間にデビューをした年である、有島の帰朝と共に絵に対する、テーストの進むだ年である。

多年苦心してゐた兵役の義務を逃れた年である。父に和解した年である。

自己といふものゝ明らかになつた年である、

来年といふ年は今年の結果を充分に表はさねばならぬ年である。」(同 455頁)

と記している。

また、里見淳は「君と私」で、この辺のことを、

(十二月一日の入営の当日、市川への汽車の中で、)

「——君の入営は私にとつてたゞ心細かつた。

『帰りの汽車は一人かナ、二人かナ』

まだ今日の再検査ではねられるかも知れない可能性があった。」

「話好きの君も、ものの不決定から来る心のソワ／＼しさに

堪へないで、不機嫌な顔をしてすぐに黙り込んで了つた。

市川へ着いた時分にはなんとなく不安が昂まつて来た。どうも君はとられて了ひさうな気がした。」

と心配している。検査がおわり、午後三時過ぎにやっと、医務室から出てきた直哉が検査の結果を告げ、

「『兎も角も今日は帰れないや』

『それで?』

『まだはつきりしたことは解らないんだ。耳なんぞどうもないツて云つてらア』

私は黙つて君の顔を見てゐた。

『仕方がないや』それから下男から風呂敷包みを受け取つて、『来て見ないか』と云ひながら先に立つて志願兵の部

屋と云ふのに案内し、そこで君は軍服姿になつた。」(『里見淳全集』第一巻 昭和52・10 筑摩書房 188—189頁)

と、あきらめの心境となつたことを記している。

入営の前日、五六人の友人が集まり、

「只の愉快な夜とし殆ど変りがなかつた」

ように感じられたが、やはり

「心の奥の奥に受けてゐる傷の痛みは幾重にも／＼つゝ、まれつゝ、尚感じないワケに行かぬ大きい傷」(未定稿補遺7「入営の前夜」全集15・475—476頁)

であり、その当日には友人から、「ものの不決定からくる心

のソワ／＼しさに堪へない」ように見られる動揺を見せたのである。

それで、「白樺」の仲間である柳宗悦の遠縁にあたる、横井軍医（鴻の台の衛戍病院長）に手をまわしてもらい、連隊副官をしていた井田馨楠に手をまわして、兵役免除になるのである。

一般の庶民たちは、神社に頼んで兵役免除を祈願するか、それとも、せいぜい毒草を煎じてみたり、気狂の真似をして、兵役から逃れようとするのに対し、直哉は人間関係を通して、すべての兵役を免除されたのである。その骨折りをした井田は男爵で志賀直方の知人であったところをみると、学習院の関係者であったことがわかる。⁽⁴⁾

「私は横井さんに助けて貰った。吉岡軍医から横井さん^よ差出された診断書は『現役免除』だったが、横井さんはこれを消して『常後備役免除』と書直してくれた。」（未定稿231「徴兵忌避」全集9・691頁）

直哉は、このように書き残しており、彼の場合は、自分の、上流階級につながる学習院出身者という立場を利用した兵役忌避であった。

直哉は当時のことを

「同人雑誌『白樺』を始め、短篇、中篇など作品を発表し、牛誕七十年のロダンの記念号などを出した時で、さういふ仕

事に脂の乗った時で一年間兵役に取られる事は私には非常に苦痛だった。」（同 688—689頁）
と回想する。

直哉にとって兵役は、どのような方法を用いても逃れなければならないものだったのである。小説家になる決意をし、様々に模索した習作期を経て、自分より二十年下の武者小路実篤が単行本『荒野』（明治四十一年）を出版するのを眺めつつも、初めて小説が書けたという気がした「或る朝」（当時の題は「非小説祖母」）の完成を通して高められた文学への情熱が、壁にゆき当ることを最もおそれたのである。そして、それは志賀家の中で主体性を現実化するための明確な方法として文学を考え、文学を通して、自立を獲得しようとする決意に支えられたものであったと思われる。

註

(1) 『白樺派の若人たち』昭和52・11 講談社 47頁

(2) 学習院における名称については後述。

(3) 徴兵に関して、次の文献を参照した。

『徴兵令免否註解』遠藤進正 明治16・12 春陽堂

『陸軍成規類聚』上巻 陸軍省大臣官房副官部編纂 明治

33・5 偕行社

『陸軍法令類聚』川松武治 明治33・6 菱源

『陸軍』亀岡泰辰 明治44・5 川流堂

『日本軍制と政治』松下芳男 昭和35・9 くろしお出版

『日本軍史夜話』松下芳男 昭和53・9 土屋書店

『明治ニュース事典』全八巻 昭和58・1、61・1 毎日コミュニケーションズ

(4) 井田警輔は、明治二十六年中等学科入学、三十二年卒業している。(『開校五十年記念 学習院史』85頁)

学習院の中の士民志賀直哉

華族学校であった学習院の中で、直哉は福島県の土族にすぎなかった。

学習院は、明治九年に学校建設の案が出、明治十年十月十七日に学習院の開業式が行われた。

この開院に關し、明治天皇のお手許金一万五千円ずつを、明治十年から二十四年までの十五年間、また学校敷地として神田錦町の土地が下賜されている。

この頃から、一般人を入学させていたが、華族以外の入学者を士民と呼んだ。土族、平民の略であろう。

授業料は華族は無料、士民の子弟は一月に五十錢、のち一円となった。

一般人の子弟の入学について「学習院学制」に正式に条項

が入れられたのは、明治十二年九月で、

「華族ニアラサル者ヨリ入学ヲ願フトキハ、其父兄又ハ其保証人トナルヘキ者ヨリ院長ニ願ヒ出ツヘシ。院長ハ特ニ華族會館長ノ認可ヲ經テ之ヲ許ル^スヘシ」

とし、十一月に

「士民生徒入学定員ハ華族生徒現數三分ノ一ヲ以テ定數ト定ム」(『学習院百年史』106頁)

という内規を設けている。

明治十五年二月、三条実美、有栖川宮熾仁親王、岩倉具視が国会開設の準備等を上奏した中に、華族制度を改良し、華族の強化刷新を図るべきだという意見があった。華族で上院を組織し皇室の藩屏としようという意図は、次第にたかまってくる自由民権の動きに対抗しようということであった。

そして、明治十六年八月七日、太政大臣三条実美の名で、「学習院之儀ハ専ラ華族ヲ教育スル学校ニシテ普通ノ学校ト同シカラサルニ因テ自今特別宮内卿ニ於テ監督可^ト到事」(同176頁)

という達示があり、宮内卿の監督下においた。

明治十七年四月十七日、宮内卿伊藤博文の通達を以て、学習院は官立学校となった。

この私立学校から官立学校への移管は、徴兵令改正(明治十六年十二月)とも関係をもっている。それは、徴兵猶予の

粹が狭まり、

「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒」(第十八条第三項)

となつたからで、この官立への移行にあつて、徴兵猶予の特典をもつことになつた。(明治二十二年には私立学校にもこの特典があつた。)官立移行への請願をし、努力したのは、中山忠能、松平慶永、毛利元徳、鍋島直大、池田章政、松浦詮、上杉茂徳、長岡護美、加納久宜、立花寛治らである。時代の動きの中で、学習院の学生、生徒をいかにして有利な立場に置くかという、国の配慮であつた。

この折、宮内省達で決められた「学習院規則」⁽¹⁾の第一条には、

「学習院ハ専ラ勅諭ノ旨ニ基キ華族ニ適當シタル教育ヲ施シ真才ヲ養成センカ為メ其子弟ヲ教育スルノ所トス 但本院ノ都合ニ依リ士族平民ノ子弟ニモ亦入学ヲ許スコトアルヘシ」
(同 187頁)

と明記されている。

そして、明治二十二年二月十一日の憲法発布と同時に公布された貴族院令によって貴族の政治的地位が保証されることになり、特権を与えられることになつた。貴族院議員は、皇族および公侯爵、伯子男爵よりの互選議員、勅選議員、多額納税者の互選によつた。このため、華族の教育を本格化する

必要に迫られ、貴族にふさわしい教養を与えるという方向をとるのである。

時勢の中で卒業生を有利にという方針は変らず、帝国大学の評価が高まるのに合せて、明治二十七年には、当分の間、帝国大学への入学は法科大学と文科大学は無試験、三十三年には、欠員がある場合には、東京帝大、京都帝大何れにも無試験で入学できるということをし、文部大臣に了承させている。

呼称にしても、一般の小学校が児童、中学、高等学校が生徒、大学ではじめて学生と、使いわけていたのに対し、明治二十三年以後、初等学科⁽²⁾(小学校にあたる)から、すべてを学生と呼ぶようにするなど、特別な階級意識を持たせる試みをするところにも、この学校の性格が現れているといえよう。⁽³⁾

直哉が学習院の初等学科に入学した明治二十二年、宮内大臣土方久元は、学習院長に対して、

「陸海軍事ハ国家ノ急務ニシテ兵役ハ国民重大ノ義務ニ有之殊ニ華族ハ特殊ノ優遇ヲ享ケ国民ノ上流ニ位スレハ宜シク率先シテ国家ニ盡サ、ルヘカラス就テハ其院ニ於テ切ニ去十四年四月七日

御沙汰ノ旨ヲ體シ常ニ生徒ヲ誘掖シテ軍務ニ服スルノ志操ヲ養成シ平素陸海軍學校入學ノ地ヲ為スヘキ旨更ニ御沙汰候事」(『学習院教育要領』)
と通達している。

「殊ニ華族ハ特殊ノ優遇ヲ享ケ国民ノ上流ニ位ス」

という言葉に示されるような、自らの階級が士民として區別される環境で、直哉は幼年期から青年期までを過し、成長するのである。

既に幼稚園で、

「封建的といへば、私は芝のお寺の幼稚園に通つたのだが、同じ組は三十人位ゐたかも知れないが、大きな室に名を書いた木札がかかつてゐて、朝行くとその名札をひつくりかへし、登園順にならべるのだが、いつでも徳川家正が一番はじめなのだ。お供が先に来て一番先にするのか、園長の近藤といふ女の人が旗本だつたといふやうなことで、さういふことをするのか、今から思ふと僕達の幼年時代には僅かながら江戸時代のホトボリが残つてゐたともいへるかも知れない。」（「幼い頃」全集7・523頁）

という体験をしており、学習院の中で階級、身分による差別を意識させられることで、そのような形式的な縦の序列に対する反駁を深めていったことは、容易に想像できると思う。⁽⁴⁾

生身の姿の皇族や華族を目にし、同窓の学生として接するという環境の中で抱いた反感の念は、天皇に対する疑問、天皇とそれによって権威づけられた華族への批判、皇室に関わる人々の虚偽、虚飾に対する怒りの言葉となつて現れている。

学習院の高等学科を卒業し、東京帝国大学に入学する年、

明治三十九年の「手帳2」（四月十日）には、

「○天皇とは一体何ンだらう？ 何の為に。どうして、出来たのだらう？ 誠に妙なものだ。こんな妙なものがなければならぬのかしら？」

天皇といふのは恐らく人間ではあるまい、単に無形の名らしい。

其名がそんなにありがたいとは実に可笑しい 其無形の名の為に死し、其為に税を納めて。其名の主体たる、一つ平凡なる人間を及び其一族（交際する事以上何事をも知らぬ。交際せんが為に生れて来た人間）をゼイタクに遊ばせて加之それを尊敬する、何の事か少しも解らぬ、

さういふ人から爵位をもらつて嬉しがる、嬉しがつて君の為めなら何時でも死す、ア、実に滑稽々々、」（全集15・18頁）と記されている。

天皇とは妙なもので、その一族の名を有難がるのは滑稽という言葉が、さらに受爵者への嘲笑となつているところに、学習院内にいるものの実感がこもる。そして君の為に死んでもよいと思ふことも滑稽だと言う。

さらに、受爵者の子弟が、爵位を誇らしげに振舞うことに對して、

「どうして世の中の奴は慙ふ馬鹿だらう？ 全く彼等は爵位がありがたいのだらうか？」

それともこれに附随して来る富によつて、或は其位によつて己が肉欲を満足する事が出来る、それを嬉しがるのかしら？」と続け、爵位については、

「然しそんな事もあるまいが爵位は少しも欲しくない くれたら返してやらうよ、

爵はくれつこないが位は大学の教授にでもなつた時どうしてもよこす、其所でこんなものは不用んとやるとサア直ぐ不敬事件だ。教授はやめられる。それからヒネして、天皇廃止論をする。」(同)

すると、迫害を受けて暗殺される、それでも健全な思想だとして、五十年後か百年後に実を結ぶ、という筋の小説を書く自分を想像し、「破戒」他を手本として挙げている。

形式的な偽善を装うことに対する反感は、「手帳3」(六月二日)に記されており、宮家の婦人を例にとつて、

「○先日(の)廿日(?)新宿の御苑で愛国婦人会の総会があつた、其日宮方は皆おそろいで^{メイクシ}の形付きをめされたとか、『吾々は実に耻ぢ入りましたよ』と話した人がある、此人は大方一チャピラの黒縮緬でも着ていつたに相違ない 実に御目出度い話だ、

宮方はエライものだ、質素なものだ、ドウモ恐れ入つた、勿体ない話だ。畜生ッ、何んにも働く事を知らないで只もう、人民から取り立てた金で食つてる人だもの当前だ、」

と言ひ、これを有難がっている者も「太い奴」で、人前だけ質素に振舞う偽善に対し、烈しい怒りを見せている。そして、

「今はそれでよからうがこれからの奴は中々そんな事ぢやあだまされなれど、氣を着けないと飛んだ目にあふから、」(全集15・45頁)

と、新しい時代を作り得る若者らしい言葉で結んでいる。

こうした、天皇や宮家の実質を見極めるとともに、学習院で旧大名の子弟を見ることで、その愚かしさも実体験として知り、ある禅僧との思想上の問答では、

「昔は殿様の御馬前で討死するのを名譽に思へたかも知れませんが、今学校にゐるあの馬鹿な連中の為に討死して私が名譽と思へなくなつたのは当り前ぢやありませんか」と答えたという。⁽⁵⁾

そして、この年の冬には、自主性を貫く人間になりたい、体制による形式的權威、あるいは倫理観から脱皮しなければならぬという思考が強まり、「手帳5」(十一月六日)に、

「○何んでもウント強クならねばならぬ。ウント自由人間にならねばならぬ、思ヒ切ツテ怒る」の出来る、思ヒ切ツテ笑ふ」の出来る 思ヒ切ツテ泣く」の出来る、何んでも思ヒ切つて、他のマヂリツ氣ナシニ何んでも出来る人間にならねばならぬ、但しそれを其現はすのは考へモノダ、シカシ隠して置くとすると、既にマヂリツ氣だ困るな。」(全集15・82

と記し、人間の本来に還るといふ決意を明らかにすることになる。

マジョリテイとしては存在できない環境の中で、直哉は、文章による自己表現に活路を見出し、文芸活動を通して、学習院内に仲間を得た。⁽⁷⁾そして、直哉の心にあった学習院に対する反駁は、文芸雑誌を出すことで融和してゆく。

まず、明治四十年四月、木下利玄、正親町公和、武者小路実篤らが、直哉の家に原稿を持ち寄って原稿の読み合せをし、この「十四日会」のメンバーで翌年の七月から回覧雑誌「望野」を出す。

これに倣い、下級生の里見淳、田中雨村(治之助)、園池公致、児島喜久雄、宮島岸雄(三浦直介)、日下稔(正親町実慶)らは、明治四十一年十月に、雑誌「麦」を出した。それらに、里見らの二級下の蒼野二十一(郡虎彦)、柳宗悦の二人で出していた雑誌「桃園」を合せて、明治四十三年四月に、「白樺」創刊号を出す。それを続刊する間に、豊かな人間関係や友情が培われ、平等感覚を持つことにより、身分、階級に対する反駁を高い次元で解消させていったと思われる。⁽⁸⁾

「白樺」刊行の活動については、

「非営業的な同人雑誌としてこれ程長い生命を保つたものは他にない。」⁽⁹⁾

と、評価され、それは、

「同人の結合、協賛が緊密であつた証拠である」

と言われているが、こうした、「白樺」を出すという仲間意識⁽¹⁰⁾、新しい文学を自分たちの手で創り出そうとする共通の意志をもち、作家として切磋する間に、直哉が抱いていた異和感は消滅していったと考えられる。こうして、自己尊重、主体性の確立を目指す若い直哉の力が、文学へと注がれていたのである。

註

(1) 明治十七年九月十一日施行

(2) 学習院における名称については次のような記述がある。

「大正八年九月、学習院の初等学科・中等学科・高等学科を、初等科・中等科・高等科に改める。」(『学習院の百年』「略年表」129頁)

例えば、「大津順吉」に「私が学習院の高等科になった頃から」(全集2・253頁)という記述があるが、直哉の在学当時は、高等学科という名称が用いられていた。年譜等においては、正確には「初等学科・中等学科・高等学科」とすべきであろう。

(3) 学習院に関して、

『学習院教育要領』明治23・7 学習院

『開校五十年記念 学習院史』昭和3・10 学習院

『学習院の百年』昭和53・10 学習院

『学習院百年史第一編』昭和56・3 学習院

を参照した。

(4) 直哉は「青臭帖」で「自分の生れた階級といふものは案外根強くその人の考へ方を支配する。その人自身が意識する以上に支配するらしい。……公卿は公卿、大名華族は大名華族、侍階級は侍階級、商人は商人、百姓は百姓といふ風に。」(全集7・45頁)と言ひ、階級と考へ方の関係について触れている。

(5) 同級生と北越旅行に出かけた時、船中で仲間が馬鹿騒ぎをしたが、直哉は加わらなかつたこと、また「徳川様 黒田様といふので、宿やでは宿帳を付けてから大もてなし。根ツから嬉しくなかつた」「將軍家の御供は降参〜」「コリ〜した」と記されているところに、学習院学生への冷視が覗われる。(明治三十九年七月十一日 有島生馬宛書簡 全集15・511―515頁)

(6) 「志賀直哉」第8回「処女作まで」阿川弘之 昭和62・12

「図書」60頁

(7) 里見淳は

「志賀の同級生が中等科時分に、『睦友会』と云ふのをつくつて、回覧雑誌を出したり、ベースボールをやつたりしてゐた」「『万能選手志賀直哉』里見淳 昭和55・1「海」202頁」と語っている。

この時の仲間には、有島生馬、田村寛貞、黒木三次で、淳も直哉達の真似をして同級生と純友会を作つた。

(8) 「白樺」創刊に余り乗り気でなかつたとして、

「雑誌の計画はそれ以前にも一度した事があるが、その時の自分の気持は正直にいへばそれほど雑誌には乗気でなかつた。物を書かうとはしてゐたが、雑誌を出してもそれに毎号何か書いて出して行ける自信がなかつたし、自分としては一生懸命にやつてゐて、書いたものが溜つた時に自費出版で単行本にして出したい気持だつた。」(「稲村雑談」全集8・67頁)と言ひ、しかし、この雑誌のよかつたのは、

「僕達が白樺をやつた経験から云ふと、文学の仕事も一人で孤立してやつてゐるよりも親しい仲間と一緒にやつた方が、何か自然に盛りあがつて来るものがあつて、それが一つの力になつてお互に競り合つて進歩するやうに思ふ。」(「若い文学者へ」全集7・427頁)としてゐる。

(9) 復刻版「白樺」「解説」吉田精一

(10) こうした学生間の雑誌刊行の背景に、明治二十三年の六月十七日に第一号を出した「輔仁会雑誌」の存在が考えられる。この雑誌は、論説欄、雑録、文園欄で、全体に評論的であつた。文芸論、小品文、短歌、俳句も掲載されている。明治三十九年に学生山内英夫(里見淳)、正親町実慶の小説が発表されてからは、西欧文学、ロシア文学の紹介が多く載せられた。この頃の編集委員に、里見淳、柳宗悦、児島喜久雄がおり、直哉、木下利玄、有島生馬、長与善郎らは投稿者である。

なお、雑誌「白樺」に関わった学習院出身者の氏名、及び、それぞれ
の入学、卒業の年次を一覧にした。

氏名の上に、○印のあるものは非華族である。
編入学は（ ）内にその学年を記した。

予は予備科、初は初等学科、中は中等学科の略である。

(予備科第三級は小学校四年にあたる)

三條公輝	○児島喜久雄	○郡 虎彦	○黒木三次	木下利玄	○川村 弘	正親町公和	○有馬壬生馬	○有馬武郎	氏 名
明 21	明 31 (初五)		明 24 (初三)	明 24			明 27 (初六)	明 20 (予三)	(予備科) 初等学科入学 または、 編入学
明 28	明 32	明 35	明 28	明 30	明 27	明 34 (中四)	明 28		初等学科 卒業または、 中等学科 入学、編入学
明 35	明 39	明 41	明 35	明 36	明 35	明 36		明 29	中等学科 卒業また は、高等 学科入学
明 38		明 44	明 38	明 39	明 39	明 39			高等学科 卒業

米津政賢	○山内英夫	○柳谷午郎	○柳 宗悦	○森田明次	武者小路実篤	○三浦直介	松平春光	細川護立	○長與善郎	○徳田速雄	○田村寛貞	○田中治之助	園池公致	○志賀直哉
明 22	明 29 (初三)	明 21	明 28	明 28 (初六)	明 24	明 28	明 24 (初二)	明 24 (初三)	明 32 (初五)	明 26 (初五)	明 24 (初三)	明 27		明 22
	明 33	明 27	明 34		明 30	明 34	明 28	明 28	明 35	明 28	明 28	明 33	明 33 (中二)	明 28
明 35	明 39	明 34	明 40		明 36	明 41	明 39	明 36	明 41	明 34	明 34	明 39		明 36
	明 42	明 37	明 43		明 39	大 2		明 39	明 44		明 37	明 42		明 39